

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-01-25			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		児童相談所設置準備事業			部課名		子育て支援部子育て支援課		課長名	西浦
					担当者名		蜂谷		内線	3841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-18-01		児童相談所移管準備事業						
		01-18-02		社会的養護体制整備費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☒ 29年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業								
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		29 年度		根拠		児童福祉法		
終期設定		☒ 有 ☐ 無		31 年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		04		児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的		児童相談所を設置し、児童相談行政を担うことで、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行う。そして、全ての子どもたちの生命と安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするために、児童相談行政の更なる充実を図る。								
対象者等		区内の子ども及び家庭								
内容		都及び特別区間の連携体制を確保した上で、平成32年度の児童相談所開設（一時保護所併設）を目指す。 ○所在地：荒川区荒川一丁目50番3他 ○敷地面積：989.59㎡（道路後退後面積） ○延床面積：2,000㎡程度 ○整備スケジュール：平成29年度～30年度 基本設計・実施設計 平成30年度～31年度 建設工事 平成32年度 開設予定								
経過		平成28年 5月 児童福祉法改正（特別区の児童相談所設置が可能になる。） 平成29年 3月 児童相談所開設に向けた計画書案を都に提出 平成29年 3月 基本設計等業務委託公募開始（プロポーザル） 平成29年 6月 基本設計等業務委託契約締結 平成29年 6月 児童相談所開設に向けた計画書案について都との協議開始（H29. 6、H29. 8、H29. 9、H29. 11、H30. 2、H30. 6に実施） 平成29年12月 計画説明会実施 平成29年12月 実施設計業務委託契約締結								
必要性		児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫したものである必要がある。								
実施方法		（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		①								
		②								
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		平成32年度の児童相談所開設に向けて重点的に推進していく必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用の6割以上を設置準備のための職員人件費にあたる給与関係費が占めており、その他として視察旅費等の物件費や人材コーディネーター謝礼等の補助費がかかっている。なお、29年度新規事業のため、28年度は行政費用なし。
----	---

問題点	○都及び特別区間の連携体制を確保する必要がある。 ○高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築が必要である。 ○里親の拡大や児童養護施設（グループホーム等）の誘致など、社会的養護の体制整備が必要である。
-----	---

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都及び特別区間の連携体制を確保するため、整理された課題について協議を進める。	特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会等で、課題検討を進めた。	整理された課題について、引き続き、都及び特別区間で協議を進める。
②	高度な専門性を有した質の高い職員を確保、育成するため、採用及び研修について庁内協議を進める。	児童福祉司SV（任期付）の新規採用試験を実施するとともに、都及び他自治体児童相談所への派遣職員の庁内公募を実施した。	高度な専門性を有した質の高い職員を確保、育成するため、引き続き、採用及び派遣研修を実施する。
③	里親の拡大に向けた啓発事業の実施及び児童養護施設の誘致について検討を進める。	里親体験発表会等において、里親相談ブースを設置するなど、里親の拡大に向けた啓発事業を実施した。	里親の拡大に向けた啓発事業を実施するとともに、児童養護施設の誘致について、引き続き、検討を進める。

他区の実 施状況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
状況(要旨)	平成28年度9月会議 東京都児童相談所のノウハウや専門的職員の引継ぎ、広域的な連携の必要性について 平成28年度11月会議 児童相談所設置後の子ども家庭センターの役割について 平成29年度6月会議 児童相談所設置に向けた区の動向について 平成29年度9月会議 社会的養護の体制整備について 平成29年度11月会議 児童相談所設置準備の推進について

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-05-01			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		管理運営費（子ども家庭支援センター）			部課名		子育て支援部子ども家庭支援センター		課長名	
					担当者名		高橋・市川		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01		管理運営費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 16 年度			根拠		荒川区立子ども家庭支援センター条例・東京都			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		子ども家庭支援センター事業実施要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		03 子育てしやすいまちの形成						
		施策		04 児童相談所の設置及び円滑な運営						
目的		・ 児童家庭相談機関として、子どもと家庭に関する相談に応じるとともに、児童虐待予防の取組及び様々なサービスの提供や調整、情報提供を行うことにより、すべての子育て家庭を支援する。 ・ 子育て講座や関係機関との会議を開催するほか、区民の様々な活動に資するために特例利用に供する「地域交流室」を管理運営する。								
対象者等		＜相談業務＞区内の18歳未満の子どもとその保護者 ＜地域交流室＞子育てサークルを含むひろば館登録団体等 ＜サークル室＞子育てサークル（登録制）								
内容		子ども家庭支援センターの管理運営 ・ 子ども家庭支援センターの建物維持管理経費 ・ 相談業務、在宅育児支援業務に係る職員人件費等経費 ＜1階＞子育て交流サロン（3歳までの子どもとその保護者の集いの場） ＜2階＞事務室 ＜3階＞子育てサークル室（サークル登録をした団体、および昼食時は登録不要で親子での利用に供する）及び相談室 ＜4・5階＞地域交流室 ※4階地域交流室は、29年4月から当分の間貸出停止し、相談対応機能強化及び児童相談所区移管に向けた準備のため使用開始								
経過		H16. 4 ドン・ボスコ保育園内に子ども家庭支援センター開設 H18. 4 旧宮地ひろば館をリニューアルし、移転 H19.10 児童虐待への対応強化を図るため、子どもに対する虐待の防止等に取り組む先駆型子ども家庭支援センターに移行 H21. 4 虐待対応専門相談員の配置 H23. 4 児童相談所への職員長期派遣開始、心理専門相談員（週1）の配置 H25. 4 虐待対策コーディネーターの配置、H26. 4 相談事務補助員の配置 H27. 4 組織改正を行い、課長、事業係長、相談係長を配置した。また相談係には常勤職員の増員を行い、体制を強化した。 H29. 4 相談対応機能強化等のため、常勤心理職1名及び非常勤心理職2名（相談窓口専門員）を配置 H30. 4 児童相談所設置に向けた体制強化のため、常勤職員を増員（任期付係長級1名、福祉職1名）								
必要性		第一義的な児童家庭相談機関及び通告窓口として、都内各区市町村で設置することとなっている。また、平成28年5月の改正児童福祉法においては、区市町村は「児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努める」ものとされており、センターの役割はより一層重要なものとなっている。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 子どもと家庭の総合相談機関及び在宅育児支援の機能を持つ施設として、直営で設置・運営								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 地域交流室稼働率（％）	40.8	39.9	52.9	55.0	60.0			
		② 地域交流室利用団体数	114	84	51	60	100			
③ サークル室稼働率（％）	43.5	40.2	35.5	40.0	40.0					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		子どもと家庭に関する相談の拠点施設として、その機能を強化し、児童虐待や養育困難等のケースに対する対応力の充実に努める必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子ども家庭支援センターに常勤心理職員（1人）及び区役所に相談窓口を設置し、非常勤心理職員（2人）を配置する。	子ども家庭支援センターに常勤心理職員（1人）及び区役所に相談窓口を設置し、非常勤心理職員（2人）を配置した。	子ども家庭支援センターに任期付係長級職員（1人）及び常勤福祉職職員（1人）を配置する。
②	子ども家庭支援センターの改修工事を行い、執務スペースを拡大する。	子ども家庭支援センターの改修工事を行い、執務スペースを拡大した。	特になし。
③			
他区の状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会（要旨）			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		10-05-02			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		要保護児童対策事業			部課名		子育て支援部子ども家庭支援センター		課長名		
					担当者名		恩幣		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-02			要保護児童対策事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度			根拠		児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、				
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		荒川区要保護児童対策地域協議会要綱				
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		03		子育てしやすいまちの形成					
		施策		04		児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的		児童虐待など深刻な状況に置かれている児童に関する通告や連絡・相談に応じ、要保護児童等の適切な保護・支援を行うとともに、児童の安定した養育環境を確保する。									
対象者等		区内に住む18歳未満の子どもとその保護者、妊婦									
内容		＜東京都子供家庭支援センター事業要綱等に規定のある要保護児童対策事業＞ ・子ども（18歳未満）と家庭に係る相談及び支援 ・児童虐待の通告等への対応及び防止のための啓発活動 ・子どもや家庭に係わる関係機関のネットワーク強化を目的とした荒川区要保護児童対策地域協議会の運営 ・東京都児童相談所との定例連絡会及び虐待ケースの進行管理のための虐待モニタリング会議の開催 ・東京都と協定を締結し、家庭復帰等のケースについての見守りサポート事業の実施 ・養育支援訪問事業の実施、子どものショートステイ事業の実施 ・東京都の養育家庭制度についての普及・啓発活動及び養育家庭支援連携									
経過		H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19.10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行 H19 児童生徒への虐待防止カードの配布 H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会 H22 虐待予防のためのグループミーティング H25～27 虐待予防のためのコモンセンスペアレンティングプログラム H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置 H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置 H27. 2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27. 4 子ども家庭支援センターが係から課となる									
必要性		子ども家庭支援センターは、区における児童の相談機関及び児童虐待対応機関として位置付けられており、本事業は子ども家庭支援センターの根幹事業として不可欠である。									
実施方法		（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 養育支援訪問事業は委託で実施。									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）					
		① 支援センター相談対応活動件数	24,976	30,341	33,979	35,000	40,000	来所・電話対応、訪問等活動件数			
		② 区内の養育家庭数	6	7	8	9	20		登録家庭数		
③											
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度		31年度									
重点的に推進		重点的に推進		児童相談所の設置を見据えて、要保護・要支援児童とその保護者及び特定妊婦の支援について、関係機関と連携しながら中核機関として積極的に推進していく。							

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨床心理士賃金	1,329	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	824	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,292
報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	848	需用費	虐待防止マニュアル・消耗品等	652	需用費	虐待防止マニュアル・消耗品等	908
需用費	虐待防止マニュアル・消耗品他	357	役務費	郵券	59	役務費	郵券	59
役務費	郵券	41	委託料	養育支援訪問事業業務委託	2,243	委託料	養育支援訪問事業業務委託	2,455
委託料	養育支援訪問事業業務委託	1,908	使用料及び賃借料	子育て講演会会場使用料等	10	使用料及び賃借料	子育て講演会会場使用料等	28
使用料等	子育て講演会会場使用料	27						

(単位：千円)

備考	相談等が主な業務であるため、職員の人件費等に当たる給与関係費が大半を占めている。
問題点・課題	①児童相談所の移管を視野に、要保護児童対策地域協議会における情報共有等の連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する。 ②要保護児童を一定期間家庭において養育する養育家庭を増やし、家庭的養護の充実を図る。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	児童虐待対応マニュアルを活用して、関係機関との最新情報の共有と連携体制の強化を図る。	児童福祉法及び児童虐待防止法の改正や区児童相談所設置準備等を考慮し、児童虐待対応マニュアルを毎年改訂することとした。	児童虐待対応マニュアルの活用を図るため、各種研修会においてマニュアルをテキストとしても使用していく。
②	区と養育家庭の交流会を開催するとともに、養育家庭を増やすため、児童相談所と連携しつつ区としての効果的なPRを推進する。	区、養育家庭、養育家庭の会との意見交換会を実施し、養育家庭の現状等を把握した。	養育家庭登録数の増加に向けた普及啓発活動を継続して実施し、社会的養護の充実を図る。
③			児童相談行政を熟知した弁護士を配置し、法的相談や専門的な助言を得ることで、相談業務の法的対応能力の強化を図る。

他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問(要旨)	平成26年6月会議 居所不明児童への対応について 平成27年9月会議 児童相談所の区移管の進捗状況について 平成28年9月会議 里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと 平成28年11月会議 里親制度の理解と普及啓発

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		10-05-07			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ショートステイ事業			部課名		子育て支援部子ども家庭支援センター			
					担当者名		市川		課長名	
							内線		坂本	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-09-01 ショートステイ事業費								
		01-09-02 乳幼児ショートステイ事業								
		01-09-03 協力家庭ショートステイ事業								
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 18年度			根拠		児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒川区ショートステイ事業実施要綱等			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		II		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		04		児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的		保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。								
対象者等		1 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（ショートステイ事業、協力家庭ショートステイ事業） 2 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）								
内容		1 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5 基本負担額（1人1日当たり） ・ ショートステイ事業：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円）、 ・ 乳幼児ショートステイ事業、協力家庭：3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）								
経過		平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成27年 5月 利用申請書等の様式を見直し、利用取消欄を追加 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年度～ 区の委託を受けて保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」でのショートステイ事業を開始予定								
必要性		児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） ○ ショートステイ事業：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託 ○ 乳幼児ショートステイ事業：日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区広尾）に委託								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 利用児童数（延べ泊数）	323	212	155	160		200	ショートステイ事業	
		② 利用児童数（延べ泊数）	2	46	30	83		100	乳幼児ショートステイ事業	
③ 利用児童数（延べ泊数）				200	300	協力家庭ショートステイ事業				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		児童福祉法において市町村が実施する事務として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、また、区児童相談所開設に向け、区における社会的養護の拡大を図るため。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち8割以上をショートステイ事業等の委託料にあたる物件費が占めている。

①ショートステイを初めて利用する場合は、利用前に施設において保護者及び児童の面接が必要となっているため、保護者の急病等で緊急に預ける必要があっても受け入れることが難しい。
②受け入れ先の人員配置の課題から、利用希望者のニーズに対応することが出来ない場合がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

①	区内における受け入れ先の開拓に取り組む。	区の委託を受けて保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」での事業実施に向けて検討を行った。	協力家庭ショートステイのモデル実施を行い、本格実施に向けた検討を進めていく。
②			
③			
他区の状況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		